

参考資料 1

オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限について

- ▶ オミクロン株の特徴（潜伏期間、発症間隔が短い）を踏まえ、オミクロン株が主流の間は、自治体の判断により、全ての感染者に対する濃厚接触者の特定を実施せず、同一世帯内や重症化リスクの高い方が入院・入所している施設を対象に濃厚接触者の特定や行動制限を含めた積極的疫学調査を重点的に行うことが可能とされた。（令和4年3月16日付け厚生労働省事務連絡）
- ▶ このことを踏まえ、県内の感染状況は依然として高い水準で推移していることから、以下のとおり3月25日から運用している。

	濃厚接触者の特定の範囲	今後の対応	待機期間等
1	同一世帯内	これまでと同様、保健所が積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定を行い、行動制限を求める。 (※3)	原則、7日間（8日目解除）だが、社会機能維持者であるか否かに関わらず、4・5日目の抗原定性検査キットで陰性確認後、5日目から解除可能。（7日間は、検温等による自身による健康状態の確認等を求める。）
2	ハイリスク施設（高齢者・障害児者入所施設、入院医療機関）		
3	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、放課後児童クラブ		
4	事業所等（2、3の施設を除く）	保健所による一律の積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限を行わない。 (※1、※2、※3)	感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はない。 感染者と接触があった者は、高齢者等との接触や感染リスクの高い行動を控える。
5	中学校、高等学校		

- ※1 同時に5名以上の集団感染が発生した場合については、限られた空間における何らかの感染拡大要因の存在が疑われるため、必要に応じて、保健所と本庁新型コロナ本部が連携のうえ、積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定・行動制限を行う。
- ※2 施設からの相談や濃厚接触者候補者リストの提出があり、さらなる感染対策の必要性が認められる等、濃厚接触者の特定を保健所が必要と判断した場合は、従来どおり濃厚接触者の特定等を行うこととする。
- ※3 特定した濃厚接触者のうち無症状の濃厚接触者の検査及び健康観察については、重症化リスクのある者（高齢者、妊婦、肥満、糖尿病等）など保健所が必要と判断した者を除き、初期スクリーニング検査を実施せず自身での健康観察を依頼する。